

令和2年7月1日

一関信用金庫

ご預金の払戻しにかかる本人確認等の実施について

当金庫では、お取引の安全のため、窓口にてご預金の払戻し（振替も含む）のお申出があった際に、お客様に次のような確認をさせていただくことがございます。何卒、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

- ・ご預金名義人ご本人様がお来店の場合、ご本人確認のため、公的書類のご提示をお願いする場合がございます。また、住所・電話番号等のご記入をお願いする場合がございます。
- ・原則として、ご預金名義人ご本人様にお取引いただきますが、ご本人様以外がお来店の場合の払戻しについて、ご本人様に確認のお電話またはご訪問をさせていただく場合がございます。また、委任状をご提出いただく場合がございます。
- ・ご本人様に連絡がとれず、確認ができない場合は、払戻しをお断りする場合がございます。

以上